

仙台市交通事業経営検討委員会設置要綱

(令和5年4月17日交通事業管理者決裁)

(設置)

第1条 本市交通事業の経営戦略に位置付ける仙台市交通事業経営計画(令和3年度～12年度)(以下「現経営計画」という。)の見直しにあたり、有識者の意見等を反映させることを目的として、仙台市交通事業経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 自動車運送事業及び高速鉄道事業の収支見直しに関する事項
- (2) バスの運賃改定幅等に関する事項
- (3) 現経営計画の改定に関する事項
- (4) その他、交通事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者又は経営・財務若しくは交通事業に関し識見を有する者のうちから、交通事業管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は公開とし、会議終了後は、会議の議事要旨を遅滞なく公開するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、交通局総務部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から実施する。